

高等学校における 「通級による指導」の導入に関する研究 －校内教育支援の体制面と運用面の整備を通して－

(文部科学省「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」)

【研究の概要】

インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進という方向性のもと、高等学校における「通級による指導」が制度化されることとなった。「通級による指導」は、学びの連続性を担保し、生徒が学習上又は生活上の困難を克服し、主体的な取組を実現していくことにつながるものと期待される。本研究では、高等学校における「通級による指導」の導入に当たり、特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内教育支援の体制面と運用面の整備を通じ、明らかにしていくものである。

キーワード： 通級による指導・インクルーシブ教育・校内教育支援・特別の教育課程

『研究協力校』
県立紫波総合高等学校

平 成 30 年 3 月
岩手県立総合教育センター
教 育 支 援 相 談 担 当
外 舎 館 恒 美
外 川 直 美

目 次

I	研究主題	1
II	主題設定の理由	1
III	研究の目的	1
IV	研究の目標	1
V	研究の見通し	2
VI	研究の構想	2
1	高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究についての基本的な考え方	2
(1)	特別支援教育の動向	2
(2)	高等学校における特別支援教育の現状	3
(3)	高等学校における「通級による指導」制度化に向けた動向	3
(4)	高等学校における「通級による指導」制度化の意義	4
(5)	高等学校における「通級による指導」の導入に当たる校内教育支援整備の必要性	5
2	検証計画	6
(1)	校内教育支援体制に関する教職員の意識調査による検証	6
(2)	指導担当者の意識調査による検証	6
3	高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究構想図	7
VII	実践・結果の考察	8
1	高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究体制の構築	8
2	高等学校における「通級による指導」の導入に関する要件の検討	8
(1)	「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」モデル校視察の実施	8
(2)	学校ニーズをふまえた「通級による指導」のための校内組織の構築	9
3	高等学校における「通級による指導」の導入に関する要件の整備	14
(1)	特別の教育課程の編成	14
(2)	指導対象との合意形成プロセス	17
(3)	小学校・中学校における「通級による指導」の視察	18
(4)	校内研修会による校内理解の推進	19
(5)	指導担当者研修の実施	23
4	実践のまとめ	25
5	高等学校における「通級による指導」実施のための手引の作成	26
VIII	研究のまとめ	27
1	全体考察	27
2	研究の成果	27
3	今後の課題	27
	〈おわりに〉	28
IX	引用文献及び参考文献、参考 web ページ	28

I 研究主題

高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究
－校内教育支援の体制面と運用面の整備を通して－
(文部科学省「高等学校における特別支援教育推進のための拠点校整備事業」)

II 主題設定の理由

高等学校における特別支援教育の充実、学びの連続性を創出する方策として、文部科学省は「高等学校における特別支援教育の推進について（報告）」（平成 21 年 8 月）において、高等学校における通級による指導の将来の制度化を視野に入れた教育課程検討の必要性等を示した。その後の「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」（平成 24 年 8 月）では、高等学校における自立活動の指導を可能とする検討の必要性が示されることとなり、検討が重ねられた結果、平成 30 年度より高等学校における通級による指導を実施することが可能となった。

本県における、県立高等学校に在籍する特別な支援を必要とする生徒の在籍率は増加傾向にあり、平成 28 年度の実態調査では、在籍生徒数の 3.78% の割合を示している。こうした在籍状況の一方で、高等学校においては、特別支援教育への理解は広がりつつあるものの、課程修了のための単位修得や進路指導の対応などに重点が置かれ、その支援は、通常の授業における配慮が中心であり、体制整備には手探りの状況が見受けられる。こうした状況から支援を必要とする生徒の多様なニーズに応えていくことの難しさが課題となっている。

高等学校における通級による指導の制度化は、特別支援教育の理念である、支援を必要とする生徒が学習上又は生活上の困難を克服し、主体的な取組を支援していくことの一助となり、校内における特別支援教育推進にも大きく寄与することから、実施に向けた具体的な支援体制の構築が必要と考える。

そこで、本研究は、高等学校における通級による指導の導入に当たり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行う特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内教育支援の体制面と運用面から探し、実践を通して明らかにしていくことにより、高等学校における特別支援教育のさらなる充実につなげようとするものである。

III 研究の目的

高等学校における通級による指導に向けた校内教育支援体制の整備を通して、高等学校に在籍する生徒の自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する指導の充実を図ることにより、高等学校における特別支援教育推進の充実に資する。

IV 研究の目標

高等学校における通級による指導の導入に当たり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行う特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内教育支援の体制面と運用面から探し、実践を通して明らかにする。

V 研究の見通し

研究協力校とともに、文部科学省報告や「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」のモデル校視察をふまえ、特別の教育課程を編成・実施するための要件を、体制面、運用面の二つの視点から検討していく。

検討した要件に基づき、具体的整備の取組実践を行い、教職員による校内教育支援の評価をもとに、「通級による指導」の導入に当たって必要となる要件を明らかにする。

また、研究成果を「通級による指導の手引」として、まとめる。

VI 研究の構想

1 高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究についての基本的な考え方

(1) 特別支援教育の動向

平成 19 年の「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行により、特別支援教育が法的に位置付けられた。本改正に伴い示された「特別支援教育の推進について」(文部科学省初等中等局長通知)においては、次のように特別支援教育の理念が記されている。

特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難さを改善する又は克服するための、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

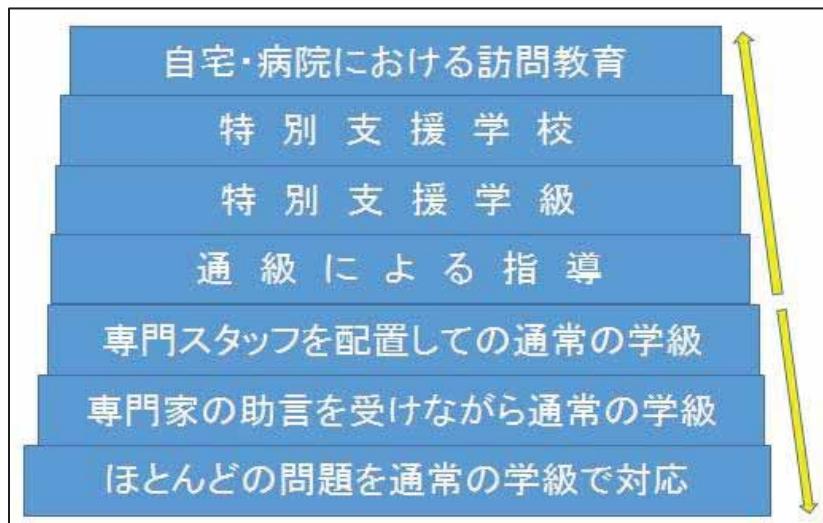
また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味を持っている。

この理念に示されるように、それまでの特殊教育から特別支援教育への転換において、特別支援教育は、自立と社会参加に向けた主体的な取組を支援する視点に立ち、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校で実施されることとなった。そして、この 10 年間の中で、小・中学校や高等学校等においても、特別支援教育コーディネーターの指名や、校内委員会の設置などを通し、通常の学級に在籍する支援を必要とする児童生徒を含めた具体的な取組が進められてきている。

また、平成 24 年に示された「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」(初等中等教育分科会報告)では、共生社会の形成に向け、「インクルーシブ教育システムにおいては、同じ場で共に学ぶことを追及するとともに、個別の教育的ニーズのある幼児児童生徒に対して、自立と社会参加を見据えて、その時点での教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できる、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要である。小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場を用意しておくことが必要である。」と記されている。

【図1】は、文部科学省が「日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性」の具体的なイメージを示したものであり、一人一人の児童生徒のその時点での教育的ニーズに応えながら、必要に応じて学びの場を変更していくことのできる連続性のある学びの場を創出することの必要性を示しているものである。



【図1】日本の義務教育段階の多様な学びの場の連続性

このことは、インクルーシブ教育システム構築の方向性として、障がいのある子どもと障がないのない子どもが、同じ場で学ぶことを目指しながら、その時々でのニーズに応じた「多様な学びの場」において、よりよい学びをつなぎ、重ねていける環境整備が重要であることを示している。共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のために、今後さらに特別支援教育の推進、充実が図られていくことが期待されている。

(2) 高等学校における特別支援教育の現状

平成19年の「学校教育法等の一部を改正する法律」の施行に伴い、高等学校においても、特別支援教育が位置付けられることとなった。

特別支援教育の現状として、少子化に伴い、義務教育段階の全児童生徒数の減少傾向が続く中、特別支援学級や通級による指導の対象者は、全児童生徒数の3%以上を占めており、さらに、通常の学級における支援を必要とする児童生徒の在籍率は、平成24年度文部科学省調査において、6.5%と示されている。高等学校への進学率が98%程度となっている現状の中で、高等学校においても、支援を必要とする生徒が多く在籍していることが推測される。

こうした在籍状況に対して、高等学校においても、この10年間で特別支援教育コーディネーターの指名や特別支援教育校内委員会の設置などを通して、支援を必要とする生徒についての共通理解に努めることや、実態把握に基づき、通常の授業における個に対する配慮、支援を検討するなどの取組が少しずつ浸透してきている。

しかしながら、高等学校の現状として、各課程を修了するための単位修得に向けた教科・科目指導をどのように充実させていくか、多様化する卒業後の進路に対応した進路指導をどのように進めていくかといった課題も抱えている。そのために、支援を必要とする生徒に対する指導形態や指導内容の工夫を含めた校内体制での取組については、手探りであり、生徒の多様な教育的ニーズに対応していくことが難しい状況である。

(3) 高等学校における「通級による指導」制度化に向けた動向

平成21年の「高等学校における特別支援教育の推進について」（特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ）では、高等学校における支援を必要とする生徒への指導・支援の充実に向けた具体的な取組として、実態に即して各教科・科目の選択を行う教育課程の弹力的な編成を示すとともに、通級による指導の将来の制度化を視野に入れた「特別の教育課程」の編成の必要性について、次のように述べている。

特別の教育課程の編成（一部抜粋）

- 学校教育法では、高等学校において障害のある生徒に対し、障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育を行うことが明記されており、実際に各学校において特別支援教育が推進されつつあるが、学校教育法施行規則では、高等学校における特別支援学級や通級による指導に係る「特別の教育課程」を編成することが規定されてない。一方、高等学校においては、前述のとおり、学習指導要領により、弹力的な教育課程の編成が可能となっている。
- このため、通級による指導については、将来の制度化を視野に入れ、まずは現行制度の中で教育課程の弹力的な運用や指導の工夫により、各地域・学校の実態・ニーズに即し、通級による指導に類した種々の実践を進める必要がある。（以下、略）
- 教育課程の弹力的な運用については、（中略）学校設定教科・科目として適切なものであれば、発達障害のある生徒の自立にも資する教科・科目（例えば、S S Tの視点を取り入れた教科・科目など）を開設し、これらを選択科目として位置付け、通級指導教室の形態で実施することも考えられる。

このことは、特別支援教育の理念をふまえた上で、通常の授業における支援を大切にすることはもちろんのこと、支援を必要とする生徒の学習上又は生活上の困難を克服する視点から、教育課程編成にも踏み込んだより適切な指導を行っていくことが必要であることを示したものと言える。

また、先にも述べた「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進」（初等中等教育分科会報告）では、連続性のある多様な学びの場を用意する必要性の中で、高等学校においても、自立活動等を指導することができるよう、特別の教育課程の編成について検討していくことの必要性について言及している。

こうした流れを受け、平成 28 年には、「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（高等学校における特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議報告）が取りまとめられ、平成 28 年 12 月の学校教育法施行規則の一部改正により、平成 30 年度からの高等学校における通級による指導の制度化がなされることとなった。

（4）高等学校における「通級による指導」制度化の意義

小・中学校における「通級による指導」は、学校教育法施行規則の一部改正に伴い、平成 5 年 4 月 1 日より、施行された。この趣旨は、「小学校等の通常の学級に在籍する心身に軽度な障害のある児童生徒に対して心身の障害に応じて特別の指導の場で行われる特別の指導を行う場合に、特別の教育課程によることができる。」というものである。当時は、言語障がい、情緒障がい、弱視、難聴を対象としていたが、平成 18 年 4 月からは、学習障がいや注意欠陥多動性障がいなど、発達障がいのある児童生徒も含めた実施とし、対象が拡大された。

対象の拡大に伴い、対象者は増加の一途を辿り、平成 28 年度の文部科学省調査結果では、「通級による指導」の対象者が、9 万 8 千人余りと示されている。また、過去 3 年間の推移を見ると、18.4% の増加率となっており、ニーズの高さがうかがえる。

こうしたニーズの高さは、通常の学級における学びを中心にしながら、個に応じた障がいによる学習上又は生活上の困難さの改善・克服を目的とする自立活動の取組を、必要に応じて「通級による指導」を通して行っていくことの有効性を示しているものと捉えられる。

しかしながら、これまで、高等学校における「通級による指導」は実施されてきていないため、支援を必要とする生徒の中学校卒業時の進路は、高等学校もしくは特別支援学校高等部といった選択の幅が限られている。インクルーシブ教育システムの理念からも、高等学校における連続性のある多様な学びの場が創出されることは、高等学校に在籍する支援を必要とする生徒に対する支援の充実はもちろんのこと、高等学校における特別支援教育のさらなる推進にも大きく寄与するものと考える。

(5) 高等学校における「通級による指導」の導入に当たる校内教育支援整備の必要性

「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」（報告）では、通級による指導の実施における、国、教育委員会、学校それぞれの役割を示している。その中で、学校の役割においては、「何よりも、まずは特別支援教育の推進のための校内体制の整備、すなわち、障害のある生徒への支援を特定の教員任せにしない組織的な体制作りが求められる。」としており、校内教育支援の体制作りが重要であることを述べている。

このことから、具体的には、校内における特別支援教育推進のための理解・啓発の促進、「通級による指導」実施にかかわっての教育課程の編成、校内における担当者研修など、様々な役割をどのような人材、組織に位置付けていくのかを検討していくことが必要であると考える。

また、同報告では、制度設計の在り方については、基本的な考え方は小・中学校等と同様としつつ、高等学校における教育の特徴を十分にふまえていくことが必要であり、具体的に、【表1】のように教育課程上の位置付けや指導の対象、指導内容、対象者の判断手続き等を含めて、どのように運用していくのか検討を要することを述べている。

【表1】制度設計の在り方

教育課程上の位置付け	通常の教育課程に障害に応じた特別の指導を加えるができるようにする必要。（学習指導要領への位置付け、単位認定・学習評価の在り方、高等学校教育の共通性と多様性のバランスをふまえた単位数の在り方（必履修教科・科目との関係、卒業要件単位数との関係、標準となる単位数等）といった論点について、中央教育審議会における学習指導要領改訂の議論の中で検討する必要）
指導の対象	対象となる障害種は、小中学校等における通級による指導の対象（※4）と同一とすることが適当。（※4 言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動性障害）、肢体不自由、病弱及び身体虚弱）
指導内容	指導の内容は、障害のある生徒が自立と社会参加を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するための指導（特別支援学校の自立活動に相当）とする。
実施形態	自校通級（通学の負担がない、担当教員に相談しやすい、他教員との連携が取りやすい）、他校通級（グループ指導が実施しやすい、心理的な抵抗感に配慮しやすい），それぞれのメリットや学校・地域の実情をふまえ、効果的な実施形態を選択。
判断手続き等	①学校説明会等での説明、②生徒に関する情報収集・行動場面の観察、③生徒・保護者へのガイダンス、④校内委員会等での検討、⑤教育委員会による支援、⑥生徒・保護者との合意形成のプロセス等を参考に、学校・地域の実態もふまえ実施。

担当教員に必要な資格等	高等学校教諭免許状を有することに加えて、特別支援教育に関する知識を有し、障害による学習上又は生活上の困難の改善又は克服を目的とする指導に専門性や経験を有する教員であることが不可欠（特定の教科の免許状を保有する必要はない）。
-------------	---

高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について（報告）概要より
教育課程上の位置付けについては、小・中学校等においては、通級による障がいに応じた特別の指導を放課後に加えたり、各教科等の一部の時間に替えたりしながら実施しているのに対し、高等学校においては、必履修教科・科目及び総合的な学習の時間等の単位修得の都合上、これらの学習時間に替えて実施することはできない。そこで、各学校の状況に応じ、教育課程に特別の指導を位置付け、合わせて、単位認定や学習評価の在り方を検討していくこととなる。

また、対象者の判断手続きについては、どのようにアセスメントし、「通級による指導」の必要性について対象者及び保護者と共有しながら、実施に当たっての合意形成をはかっていくのかといったプロセスを検討していくこととなる。

このように、高等学校における「通級による指導」の導入に当たっては、各学校において、校内教育支援の在り方について、体制面、運用面から整備していくことが必要であると考える。

そこで、本研究においては、文部科学省が示す「高等学校における通級による指導の制度化及び充実方策について」報告や、「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」のモデル校視察をふまえ、研究協力校とともに、特別の教育課程を編成・実施するための要件を、体制面、運用面の二つの視点から検討、整備していく取組実践を通し、高等学校における「通級による指導」の導入の在り方について、明らかにしていくこととする。

2 検証計画

研究の検証は、県立紫波総合高等学校の協力の下、特別な教育課程を編成・実施するための要件を、体制面、運用面の二つの視点から検討、整備していく取組実践を通し、次の計画で実施することとする。

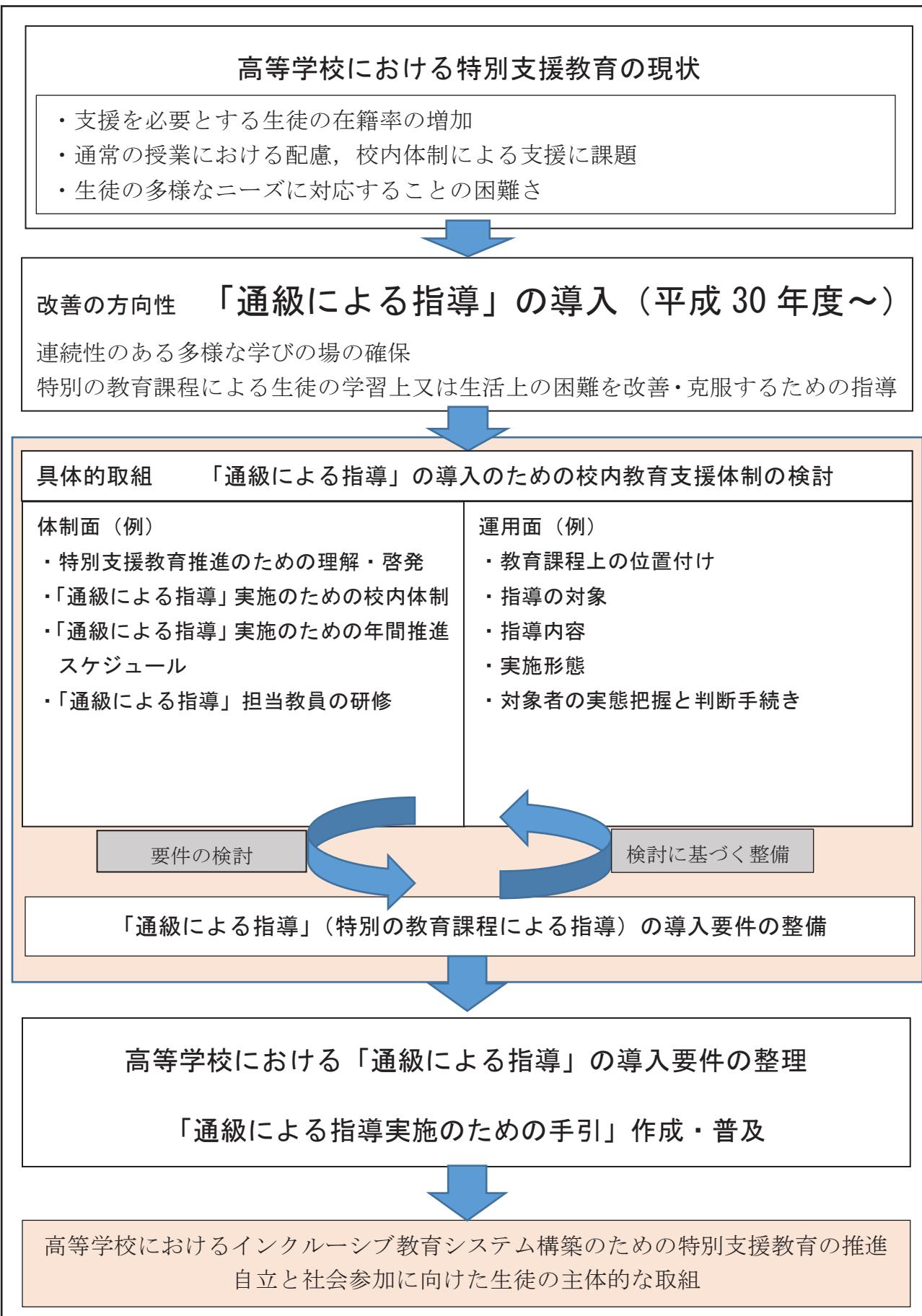
(1) 校内教育支援体制に関する教職員の意識調査による検証

特別な教育課程の編成・取組実践過程を通しての、校内教育支援体制に関する教員の意識調査を質問紙法により行い、記述内容を研究担当者が分析する。

(2) 指導担当者の意識調査による検証

特別な教育課程の編成・取組実践過程を通しての、指導担当教員の意識調査を質問紙法により行い、記述内容を研究担当者が分析する。

3 高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究構想図



【図2】研究の構想図

VII 実践・結果の考察

1 高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究体制の構築

本研究の推進にあたっては、岩手県教育委員会事務局、岩手県立総合教育センター、研究協力校による下記【表2】の組織構成及び役割の下に、推進をしていくこととした。

具体的には、研究協力校における「通級による指導」の導入に関する要件の検討に当たり、教育委員会が教育課程編成に関わる助言、教育センターが校内研修支援や自立活動の内容検討等に当たっての助言の役割を行う枠組みとした。

【表2】研究体制の組織構成

所 属	研究推進に関わる役割
岩手県立紫波総合高等学校	「通級による指導」の導入に関わる制度設計 (校内における特別の教育課程の検討、アセスメント、自立活動にかかる内容の選定、シラバス、指導案の作成)
岩手県教育委員会事務局 主任指導主事 指導主事	教育課程編成に関する助言 (特別の教育課程の編成、評価システム、中学校との接続等)
岩手県立総合教育センター 主任研修指導主事 研修指導主事	特別支援教育、特別の教育課程に関わる指導内容等に関する助言 (校内研修会、アセスメント、自立活動の内容、シラバス等) 研究経過の記録、整理

2 高等学校における「通級による指導」の導入に関する要件の検討

(1) 「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」モデル校視察の実施

上記【表2】の組織構成の下、研究協力校における「通級による指導」の導入に向けた要件の検討にあたっては、すでに文部科学省の「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」委託を受け、先進的に取組を行っているモデル校についての情報を得ることが必要であると考えた。

そこで、モデル校のうち、神奈川県立綾瀬西高等学校及び釜利谷高等学校の視察を通し、実施にあたっての具体的な要件検討の手がかりとするにした。

下記【表3】は、視察校（視察者）及び視察校における特別の教育課程について、まとめたものである。

【表3】 視察校（視察者）及び視察校における特別の教育課程

学 校 名	特別の教育課程（自立活動に相当する指導）
神奈川県立綾瀬西高等学校 (研究協力校職員及び教育委員会指導主事)	・「リベラルベーシックⅠ」 ・「コミュニケーション」 ・「ソーシャルスタディ」 ・「社会参加・社会福祉体験」
神奈川県立釜利谷高等学校 (研究協力校職員及び総合教育センター研修指導主事)	・「ベーシック数学」 ・「コミュニケーション&キャリア」

二つのモデル校視察からは、「通級による指導」の導入に当たり、次頁【表4】のような要件を検討していくことが必要であるという知見を得ることができた。

【表4】モデル校視察をふまえた「通級による指導」の導入に関する検討要件

検討要件	留意事項
・特別の教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・学校全体の教育課程との関連をふまえた自立活動に相当する指導の設定 ・対象者となる生徒の困難さをふまえた指導内容の明確化 ・自立活動に相当する指導の具体的実施名称等の配慮、工夫 ・対象者判断期間をふまえた教育課程の年次上の位置付け ・教科書に代わるワークブック等の検討
・「通級による指導」の対象の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・アセスメントの段階、方法 ・対象者本人及び保護者との合意形成
・特別支援教育校内体制	<ul style="list-style-type: none"> ・校内的な特別支援教育の理解・啓発 ・対象者数をふまえた指導者数の配置 ・通常の授業における支援の充実と通級による指導との連続性

(2) 学校ニーズをふまえた「通級による指導」のための校内組織の構築

ア 「通級による指導」検討委員会の組織

「高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育充実事業」モデル校視察からは学校としての教育目標、目指す生徒像といった学校ニーズをふまえ、「通級による指導」の取組を進めていくことが必要であることが確認された。

このことをふまえ、研究協力校においても、通級による指導の在り方を検討していく上では、自校のニーズを共有し、校内全体で組織的に取組を進めていくことが必要であると考えた。

そこで、校内における「通級による指導」検討委員会を組織し、その実施により目指す方向性を明らかにしながら、具体的な内容等の検討を進めていくこととした。

下記【表5】に、研究協力校における「通級による指導」検討委員会の組織構成を示す。

【表5】研究協力校における「通級による指導」検討委員会の組織構成

校長	校内における特別支援教育の推進 通級による指導の実施者
副校長	通級による指導の実施に関わる校内の調整
教務主任	教育課程編成の主務者
生徒指導主任	生徒指導における校内ニーズの集約、情報提供
各年次長	各学年、教科・科目におけるニーズの集約、情報提供
相談支援部主任	「通級による指導」検討委員会の主務者
相談支援部	「通級による指導」実施に係る自立活動にかかる研修、内容検討

イ 第1回「通級による指導」検討委員会の実施 ~検討・確認要件の共通理解~

第1回「通級による指導」検討委員会では、平成29年度の取組推進に当たり、どのような検討又は確認を要する事項があるのかについて、検討委員の中での共通理解を図っていくこととした。会議では、検討委員会主務者である相談支援部主任の提案に加えて、「通級による指導への理解を深めるためには、小・中学校の通級指導教室の参観を通して、具体的なイメージをもつことが必要である」といった意見も出され、その後の取組内容として取り入れることとした。

次頁【表6】は、第1回検討会議において確認された取組推進のための検討事項をまとめたものである。

【表6】第1回「通級による指導」検討会議内容

第1回「通級による指導」検討委員会 議題：平成29年度の取組推進に関する検討事項	実施日：平成29年2月23日
検討要件	具体的な検討・確認事項
特別の教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程への位置付け (自立活動に相当する指導内容の設定、担当者数等) ・評価方法、単位認定 ・指導要録への記載の在り方 ・個別の指導計画、個別の教育支援計画等の作成 ・大学等、進路先との引継ぎの流れ・内容
「通級による指導」の対象の判断	<ul style="list-style-type: none"> ・対象者判断の流れ、アセスメント方法 ・本人、保護者との合意形成 ・担任、年次との連携項目、連携方法（担任・本人・保護者との連絡調整）
特別支援教育校内体制	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の学級における教科指導の改善方策 ・対象以外の生徒への支援 ・特別支援教育推進にかかる内容、分担 ・特別支援教育校内研修会（校内研修会、小・中学校視察） ・中学校との引き継ぎの流れ、内容

ウ 第2回「通級による指導」検討委員会の実施～具体的要件の検討～

第1回検討委員会において確認された検討、確認を要する要件について、第2回検討委員会では、大きく2点について、より具体的に協議を行っていくこととした。

1点目として、平成30年度の教育課程を検討していく上で、現行の教育課程をふまえながら、自立活動に相当する指導内容をどのように位置付けていくか、2点目として、対象者判断の流れをどのようにしていくかについて、意見交換を行った。

【表7】は、検討委員会における検討・協議における記録の一部をまとめたものである。

【表7】第2回「通級による指導」検討委員会の検討・協議内容（一部抜粋）

第2回「通級による指導」検討委員会 議題：平成30年度の取組推進に関する検討事項	実施日：平成29年3月7日
検討要件	具体的な検討・確認事項
特別の教育課程	<ul style="list-style-type: none"> ・教育課程への位置付け
検討・協議における記録	<ul style="list-style-type: none"> ・すでに習熟度別学習を行っている科目などを工夫する中で、位置付けができないか。 ・<u>自立活動に相当する指導については、教科の補充としての実施が、認められないことをふまえた上で、検討していく必要があるのではないか。</u> ・具体的な指導内容を検討していくことと合わせて、教育課程上における位置付けにおいて、「通級による指導」の対象となる生徒への配慮した実施名称を考えていく必要がある。 ・<u>自立活動に相当する指導について、進路先からどのような学びなのかなを問われた際に、説明ができるように内容を明確化する必要がある。</u>

検討要件	具体的な検討・確認事項
「通級による指導」の対象の判断	<ul style="list-style-type: none"> 対象者判断の流れ、アセスメント方法 本人、保護者との合意形成
検討・協議における記録	<ul style="list-style-type: none"> 現在、行っている入学時提出資料等、すでに得られている情報についても、基礎情報となり得るものと捉える必要がある。 合格発表後に、出身中学校から得られる情報についても、高校入学後の支援体制を検討していく上で、重要な情報となる。 入学後からの学習状況から教員が得る情報についても、教科間を超えて、共通理解を図りながら、「通級による指導」という指導形態が望ましいかどうかを検討していく必要がある。

第2回検討委員会の協議・検討の結果からは、運用面において、大きく以下の点が必要であることを確認した。

運用面において必要とされること

◎教育課程への位置付けについて

- 自立活動の指導に相当する指導については、高等学校としての教育課程への位置付け、対象生徒への配慮を含めた、名称を検討していく必要があること。
- 自立活動に相当する指導のねらいや内容について、説明ができるような明確化したものとすること。

◎「通級による指導」の対象者判断

- 入学前、入学時資料や、入学後の観察記録等を含め、多面的な情報を基にした対象者判断のプロセスが必要であること。

エ 第3回「通級による指導」検討委員会の実施～具体的要件の検討～

第3回検討委員会では、第2回に続き、教育課程への位置付けにかかわり、協議・検討を行った。なお、今回からは、自立活動に相当する指導内容を検討していく上で、各教科主任についても、検討委員として加えることとした。意図としては、教科指導を実施する中での指導上の気付きや、学びの過程において把握される生徒に見受けられる困難さについても、意見交換を行っていくことにより、学校ニーズに応じた教育課程への位置付けを図っていきたいという考えに基づくものである。

【表8】は、第3回からの「通級による指導」検討委員会の組織構成を示したものである。

【表8】第3回からの「通級による指導」検討委員会の組織構成

校長	校内における特別支援教育の推進 通級による指導の実施者
副校長	通級による指導の実施に関わる校内の調整
教務主任	教育課程編成の主務者
生徒指導主事	生徒指導における校内ニーズの集約、情報提供
各年次長	各学年、教科・科目におけるニーズの集約、情報提供
教科主任 (国語、数学、英語)	教科・科目指導における校内ニーズ、情報提供
相談支援部主任	「通級による指導」検討委員会の主務者
相談支援部	「通級による指導」実施に係る自立活動にかかわる研修、内容の検討

また、【表9】は、検討委員会における検討・協議における記録の一部をまとめたものである。

【表9】第3回「通級による指導」検討委員会の検討・協議内容（一部抜粋）

第3回「通級による指導」検討委員会		実施日：平成29年3月30日		
議題：平成30年度の取組推進に関わる検討事項				
検討要件	具体的な検討・確認事項			
特別の教育課程	・教育課程への位置付け			
検討・協議における記録				
<ul style="list-style-type: none">・共に学ぶことを基本として考えていく上では、「通級による指導」についても明らかに分けられた学びの場としないような配慮が必要である。・学びの場をつなげるという意味合いからも、「通級による指導」における個別の目標の達成状況により、同じ学びの場に戻ることを意識した内容であることが重要である。・高等学校での実施という視点から、高校の学びとして目指すところ、また、卒業後の生活を意識しながら、対象生徒の困難さの克服に向けた指導が行われる必要がある。コミュニケーションに特化したような内容も、そのひとつと考えられる。・高校卒業というゴールを、全ての生徒が目指していく上で、支援が必要な生徒にとって、何を身に付けてさせるべきかを考えていく必要がある。				

検討要件	具体的な検討・確認事項
「通級による指導」の対象の判断	・対象者判断の流れ、アセスメント方法
検討・協議における記録	
<ul style="list-style-type: none">・学力テストをもって、対象生徒の判断にはならないが、客観的な評価として、「なぜ点数に結びつかないのか」、「どこに困難さがあるのか」を把握につなげていくことは必要である。	

第3回検討委員会では、各教科主任を検討委員に加えた協議としたことで、より学校ニーズをふまえた協議・検討が図られたと考える。このことは、体制面の要件として、組織構成が重要であることを示した結果と考える。

また、加えて運用面にかかわり、下記の点を考慮する必要を確認した。

体制面において必要とされること
◎「通級による指導」の実施検討にかかる組織編成について
・教科指導や生徒指導等、様々な視点から、学校ニーズの明確化を図り、具体的な教育課程への位置付けを図っていくことをふまえた組織編成が必要であること。
運用面において必要とされること
◎教育課程への位置付けについて
・「学びの連続性」から、困難さの克服、改善のための指導が、通常の学級における教科の学びや、高等学校としてのよりよい学びにつながっていくことを意図し、自立活動に相当する指導の内容を組織していく必要があること。
◎「通級による指導」の対象者判断
・アセスメントの過程において、客観的な評価をもとにしながら、生徒との間で、困難な状況を共有していくことも必要であると考えられること。

オ 第4・5回「通級による指導」検討委員会の実施～推進内容及び推進計画の検討～

第4回検討委員会は、新年度となり、検討委員会の構成委員の入れ替えもあったことから、前年度までに検討委員会で確認した内容についての共通理解を図る目的で実施した。

第5回検討委員会では、「通級による指導」として実施される特別の教育課程の検討スケジュールとともに、実施に向けた理解・啓発の在り方について、協議、意見交換を行った。

下記【表10】は、検討委員会における検討・協議における記録の一部をまとめたものである。

【表10】第5回「通級による指導」検討委員会の検討・協議内容（一部抜粋）

第5回「通級による指導」検討委員会	実施日：平成29年4月26日
議題：平成30年度の取組推進に関する検討事項	
検討要件	具体的な検討・確認事項
特別の教育課程	・教育課程への位置付け、検討スケジュール
検討・協議における記録	
<ul style="list-style-type: none">・「通級による指導」は、一人一人の困難さに応じたものである必要がある。一方で、<u>内容を検討していく上では、対象者判断の前にベースとなる指導内容について、イメージをまとめることも必要と考える。</u>・指導内容として、特定の指導者でなければ実施できない内容として検討していくのではなく<u>ある程度汎用性のあるものをまとめていく視点も必要と感じる。</u>・次年度の自立活動に相当する指導については、<u>7月までに方向性をまとめ、合わせて具体的な指導内容・指導計画などの素案づくりを進めていきたい。</u>	

検討要件	具体的な検討・確認事項
特別支援教育校内体制	・校内的な特別支援教育の理解・啓発
検討・協議における記録	
<ul style="list-style-type: none">・「通級による指導」の対象となる生徒、保護者への説明、また対外的な実施に当たっての説明を考える上で、まずは、校内的に教員間での「通級による指導」や、実施に向けた準備についての共通理解を図っていくことが必要である。具体的には、校内研修会などを意図的に設定していく必要があること。	

第5回検討委員会の協議、検討をふまえ、以下の点に基づき、具体的な作業を進めていくことを確認した。

体制面において必要とされること

◎校内的な特別支援教育の理解・啓発

・「通級による指導」の実施に向けて、校内における教員間での共通理解が図られるように、校内研修会を位置付ける必要があること。

運用面において必要とされること

◎教育課程への位置付けについて

・自立活動に相当する指導を検討していく上では、対象者判断の前にベースとなる指導内容をまとめていく必要があること。

以上のように、「通級による指導」の導入に当たり、校内に検討委員会を組織したことは、多角的に必要な要件を明らかにしていく上で、有効であった。

カ 第1～5回「通級による指導」検討委員会に基づく要件の整理

これまでの検討委員会における協議をふまえて、また協議と並行する形で具体的に下記の五つの事項を中心に、要件整備を進めていくこととした。

◎運用面に関する要件

- ・学校全体の教育課程、学校として育てたい生徒像、学校ニーズをふまえた、特別の教科課程の編成
- ・生徒の困難さにかかわる情報の整理に基づく対象生徒との合意形成のプロセス

◎体制面に関する要件

- ・「通級による指導」における指導内容、対象者の選定にかかる知見を得るために小学校・中学校の通級指導教室の視察
- ・校内全体で特別支援教育、「通級による指導」の理解を図っていくための、校内研修会や、学習会の実施
- ・研修機関における研修講座を活用した指導担当者の専門性向上の取組

3 高等学校における「通級による指導」の導入に関する要件の整備

(1) 特別の教育課程の編成

ア 学校設定教科「ソーシャルスキル」の内容検討

複数回に渡る検討委員会における協議の結果、研究協力校においては学校ニーズをふまえ、「自己理解を深め、他者との関わりを円滑に進める力」や、「社会規範を理解して、適切な行動へとつなげる力」は、全ての生徒に育てたい力であるとの考え方から、学校設定教科として、「ソーシャルスキル」を新設することとした。

学校設定科目である「ソーシャルスキル基礎」を1学年全生徒が履修することとして位置付け、加えて、生徒個々の必要に応じて、学習上または生活上の困難を克服する目的での自立活動に相当する指導として、より焦点化した指導を2年次に「ソーシャルスキルA」、3年次に「ソーシャルスキルB」を位置付けることとした。

この学校設定教科「ソーシャルスキル」については、全ての生徒が履修する内容と、必要な生徒のみが履修する内容との連続性を重視する視点を意識したものもある。また、困難さを抱える生徒にとっては、「ソーシャルスキル基礎」の履修がベースとしてあることにより、「ソーシャルスキルA」、「ソーシャルスキルB」の履修への抵抗感も軽減されたことによるものである。

次頁の【図3】は、新規学校設定教科の教育課程への位置付けの検討に当たっての具体的イメージをまとめたものである。



【図3】新規学校設定教科 ソーシャルスキルのイメージ図

イ 学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」のシラバス（案）の作成

学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」、そして、自立活動に相当する指導としての「ソーシャルスキルA」、「ソーシャルスキルB」の位置付けを確認した上で、次の段階として、実際の指導内容や、使用教材を含め、指導計画の具体的なイメージを持っていくことが必要と考え、シラバス（案）の作成を進めることとした。

自立活動に相当する指導としての「ソーシャルスキルA」、「ソーシャルスキルB」に先立って、初めに、学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」のシラバス案を作成し、指導内容の系統化を図っていくこととした。

シラバス案の作成は、相談支援部を中心とするメンバーで進めることとした。その後の進路選択や、社会生活に向けて必要なコミュニケーション、社会規範意識などについて、生徒が自己理解を図りながら、学んでいける内容となるように協議を行った。

また、すでに教育課程に位置付けられている「産業社会と人間」のシラバスと、内容面ですみ分けを行っていくべきこと、重なりを持たせることで効果的な学びにしていきたいことなどの視点でも意見交換を行った。

さらに、指導内容と合わせて、指導に当たって使用教材についても選定していくことが必要であると考え、複数の図書教材を持ち寄り、指導に生かすことができそうな図書の選定を行った。

【資料1】「ソーシャルスキル基礎」指導内容検討の様子



【資料2】学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」シラバス案

月	行事	時間 35	ソーシャルスキル基礎	内容	場所	担当者	指導案作成担当	教材	ねらい	備考
4月	入学式	1	自己紹介・学級づくり(1)	目的・ゴール徹底自己紹介	各HR	担任/副担任	1年次長、担任、副担任	「みるみる」	自己表現・他者を知る	グループワーク込み
	ガイダンス	2			各HR	担任/副担任				
		3	自己紹介・学級づくり(2)	クラスづくり	大講義室	担任/副担任	相談支援部	「紙面ゲーム」「伝言ゲーム」「自己紹介カード」	こんなクラスにしたい・互いの想いを表現しまどめる	アイスブレーキング、協調性
		4			各HR	担任/副担任				
	自己理解	5	テストパッティーミー実施		各HR	担任/副担任	相談支援部	テストパッティーミー		
		6			各HR	担任/副担任				
	学校生活ガイダンス	7	授業規律(授業のきまり)、授業を妨げる行為(家庭学習、欠課、評価単位認定について等)	大講義室 教務部 該当の各分室						
		8	学校生活ガイダンス	服装規定、開館行動(具体的な)、 授業を妨げる行為(具体的な)、 懸念(特別指導)、 フルバッケ、 生活点検カード・承認カードの記入と流れ、 いじめの防止、 その他学校生活におけるルールについて等	大講義室 生徒指導部 該当の各分室					
		9	学校生活ガイダンス	就職、進学、卒業生の進路状況等	大講義室	進路指導部	該当の各分室			
	学校生活ガイダンス	10		保健室の利用のしかた、 健康管理、 掃除手順、 (トイレ、 教室、 部下、 階段、 フリースペース、 特別教室)、 掃除用具類の管理の仕方、 ゴミの捨て方、 大掃除について等	大講義室	保健部	該当の各分室			
	学校生活ガイダンス	11		「産業社会と人間」の授業内容、 施設選択について等	大講義室	総合学科部	該当の各分室			
	社会規範	12	SSTの利用について、トラブルの防止、トラブルへの対応等	大講義室	生徒指導部	生徒指導部	pee			
	学校生活に慣れるSST	13	あいさつ、 整員室・更衣室の仕方、 運動・早退・保健室利用等の手続き、 更衣室・ロッカーライの使い方、 掃除の仕方	校内掲示見本	担任/副担任 副校長、 生徒指導部、 保健部、 保健室(具備教諭)	該当の各分室	スケジュール帳			
		14								
	各教科の学び方(1)	15	「聞く」「話す」「読む」「計算」	各HR	担任/副担任	相談支援部	行動自己チェックリスト 照断ツール(OCT)	自己認知特性の開心、 気づきOCT・ゲーム感覚		
	各教科の学び方(2)	16	得意不得意	各HR	担任/副担任	各教科主任、 相談支援部	得意、 不得意	不得意をどう解決するか(得意の方を学ぶ) 得意・不得意など得意分野の理解		
	各教科の学び方(3)	17	各教科の基礎的な力(国語、 数学、 英語) (「春休みの課題」の解答確認と基礎的な力について)	各HR	国語科・数学科・英語科	国語科・数学科・英語科	「春休みの課題」解説確認 国語・数学・英語の基礎的な力について ノートの取り方など			
		18								
		19	各教科の基礎的な力(社会科、 理科他)	各HR	社会科、 理科他	社会科、 理科他	各教科の基礎的な力について ノートの取り方など			
	他者との関わり	20	GWT①	各HR	担任/副担任	相談支援部	学校の自慢箇	仲間意識、 適切な言葉の使い方		
5月	高齢者会見式	21	自己理解と他者との関わり	ハイバーQI実施	各HR	担任/副担任	相談支援部	ハイバーQI		
		22	自己理解(MZ結果の振り返り)	長所・短所	各HR	担任/副担任	相談支援部	テストパッティーミーMZ結果開示、 振り返りシート、 リフレイン	長所短所の視点での自己の気づきを深める	リフレイン
		23	他者との関わり	GWT②	各HR	担任/副担任	相談支援部	ムジムシパート	仲間意識、 適切な言葉の使い方	
		24	自己理解	ストレスマネジメント	大講義室	スクールカウンセラー	相談支援部	SCからの講話	ストレスの認識	スクールカウンセラー
6月	高齢者	25	査査学習・計画	査査対策、 生活	各HR	担任/副担任	相談支援部	スケジュール帳	配慮と関わり、 自己管理	
	初期中間考査	26	社会との関わり	リソースマップづくり	大講義室	スクールジャーナルワーカー	相談支援部	GSWRからの講話	語せる存在について知る	スクールジャーナルワーカー
	萬物乱用防止講座	27	各教科の学び方②	得意不得意	各HR	担任/副担任	各教科、 相談支援部	考査後の仕切り直し		
	クラスマッチ	28	他者との関わり	GWT③	各HR	担任/副担任	相談支援部	もちろんのおつかい	仲間意識、 適切な言葉の使い方	
7月	三者面談	29	恐怖の整理	アンガーマネジメント	大講義室	スクールカウンセラー	相談支援部	SCからの講話		
	野球応援	30	社会規範	生活に関わる法(準刑法他)	大講義室	生徒指導部	生徒指導部			
8月	夏季休業	31	学校生活と規律	整容等生活の立て直し	大講義室	生徒指導部	生徒指導部			
		32	自己理解(適性)と職業	自己理解(適性)と職業、 労働と資本	各HR	担任/副担任	進路指導部			
		33	経済生活	生活に関わる収入と支出、 消費者問題	各HR	担任/副担任	家庭科			
		34	査査学習・計画	査査学習(スケジュール)	各HR	担任/副担任	相談支援部	スケジュール帳		
	前期期末考査	35	まとめ	ソーシャルスキル基礎振り返りとまとめ、 評価	各HR	担任/副担任	相談支援部	半年の学習で、 自分のどんなことに気が付いたか、 成長したと思うか		

題材、指導内容及び使用教材を含めた形でのシラバス（案）を前頁【資料2】のようにまとめた。

学校設定科目「ソーシャルスキル基礎」のシラバス（案）の作成により、自立活動に相当する指導としての「ソーシャルスキルA」、「ソーシャルスキルB」については、さらに対象生徒に状況に合わせ、自立活動の指導区分・項目等の関連を図りながら、個別の指導計画の作成や指導内容を構成していくことの具体的なイメージをつくることにつながった。

また、シラバス（案）を作成した後には、1単位時間毎の指導案を作成していく作業も合わせて進めていった。

(2) 指導対象との合意形成プロセス

教育課程への位置付けと合わせて、「通級による指導」の対象となる生徒をどのように判断していくのかというプロセスについても、整備していくこととした。

研究協力校では、これまでにも通常の授業において必要な支援を取り入れていけるように、生徒の入学時から、生徒の学習・生活状況を把握していく取組を行ってきた。

そこで、「通級による指導」を導入するに当たって、新たにアセスメントのプロセスを構築していくのではなく、これまでに、生徒の状況を把握するために、すでに取り入れられている方法を整理していくこととした。

整理する情報としては、大きく中学校から得られる情報、次に入学時に家庭から得られる情報、そして、入学後の学校生活で得られる情報を対象者判断の手がかりとすることとした。

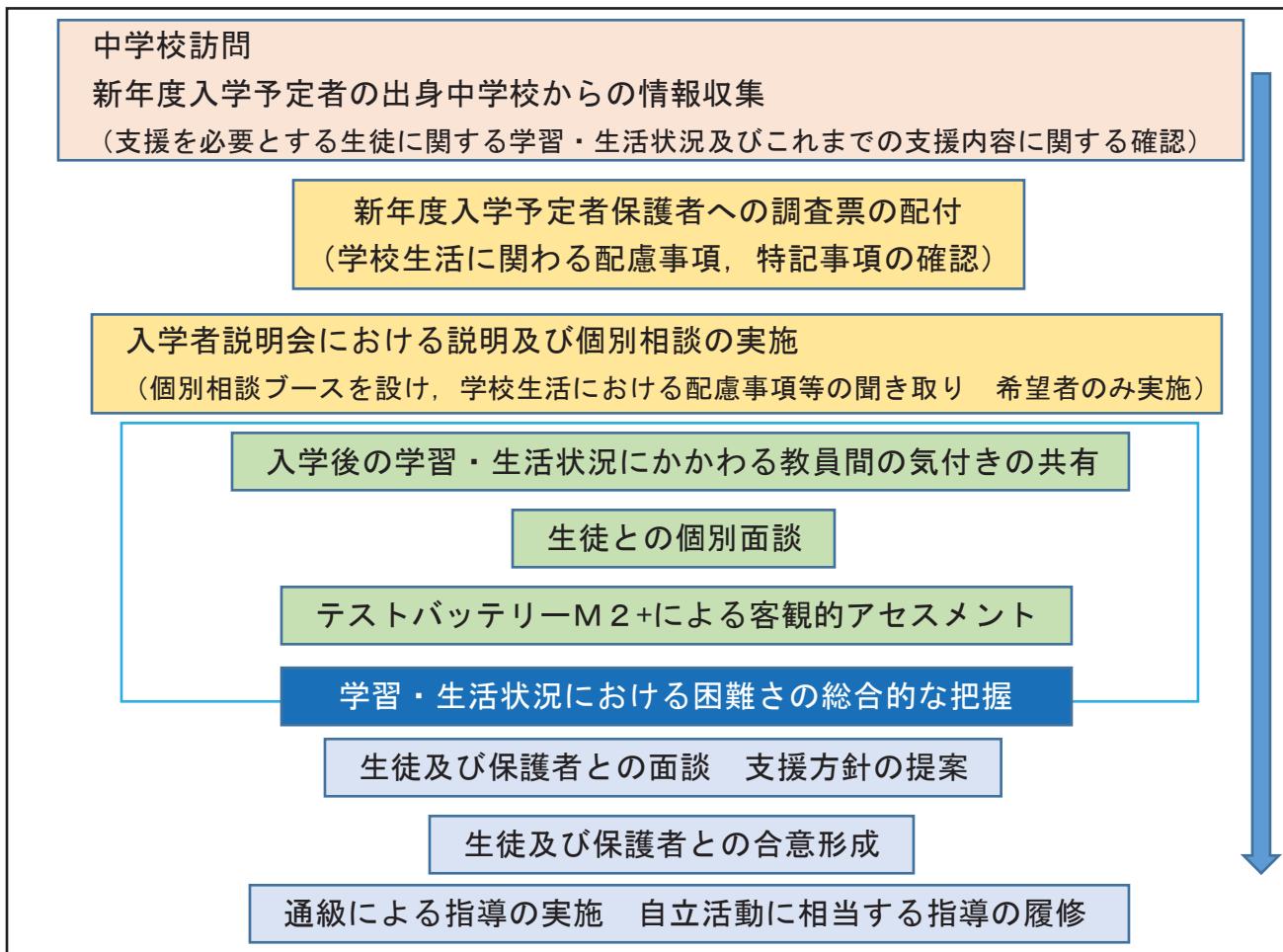
初めに、中学校から得られる情報として、これまでにも実施している入学予定者の出身中学校訪問により、中学校までの学習・生活状況や、支援の状況を把握することを基礎情報に位置付けることとした。高校生活の早期から、生徒の状況を適切に把握していくためには、入学前までの生徒にかかわる情報が必要であると考えたことによるものである。

次に、家庭からの情報の活用である。高等学校における新たな生活にかかり、学校生活において配慮を希望することや留意してほしい事項を、入学時に提出される調査票により、把握するとともに、入学説明会における個別相談による情報を第二段階の情報と位置付けることにした。

また、入学時の段階で、家庭と個別相談の場を位置付けることは、家庭すでに感じている学校生活に対する不安や、生徒の困難さを共有することにもつながり、その後に「通級による指導」が必要と認められた場合、ねらいをふまえた上で合意形成も図られやすいものと考えた。

そして、入学後の学習・生活状況から得られる情報の活用である。中学校からの情報、家庭からの情報をふまえ、最も重要な判断の手がかりとしては、高等学校における学びの中で生じている困難さの把握であると考えた。そこで、入学後からの学級担任、各教科担当による学習・生活上の観察からの気付きの共有、全生徒を対象とした定期面談での生徒自身が感じている困難さ、客観的アセスメントに示される困難さの要因等を総合的に把握した上で、対象生徒及び保護者との合意形成に結びつけていくという流れのプロセスを構築した。

協議の中で、確認したプロセスを【図4】に示す。



【図4】指導対象との合意形成プロセス

(3) 小学校・中学校における「通級による指導」の視察

複数回にわたり実施した検討委員会の中では、校内体制にかかわり、教員が、小学校及び中学校の通級指導教室の視察を通じて、指導内容や、対象児童生徒との合意形成のプロセスについての知見を得ていくことの必要についても確認された。

そこで、学びの困難さを抱える児童生徒に対する通級による指導を実施している県内の小学校1校、中学校1校の計2校の視察を行った。

視察の中では、毎年度当初の学校説明会の中で、「通級による指導」の位置付けについて、保護者への説明を行っていることや、通常の学級と、通級指導教室とのつながりを意識した校舎内における教室配置の工夫を行っていることなど、「通級による指導」の運用にかかわり、必要と考えられる事項についての知見を得ることができた。

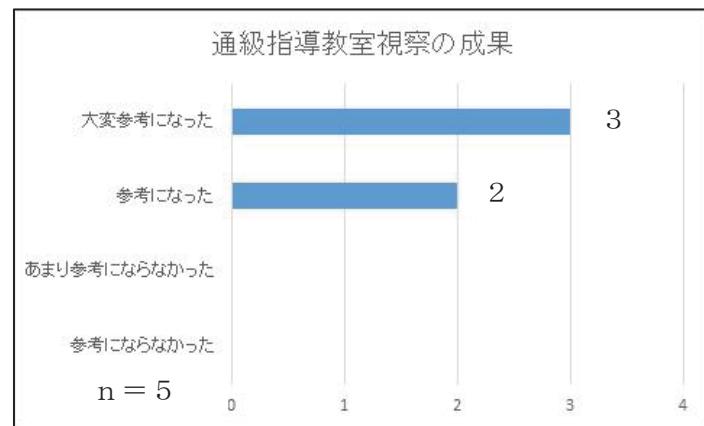
通級指導教室の視察をふまえた「通級による指導」の理解にかかわり、下記内容の質問紙（選択肢及び自由記述）による調査を行った。

質問項目1 小・中学校の通級指導教室視察は、初めての取組となる「通級による指導」についての理解を深める上で、参考になるものでしたか。

次頁【図5】は、質問項目1に対する回答結果を示したものである。小学校・中学校の通級指導教室の視察について、全ての回答者から「大変参考になった」、「参考になった」といった理解の深まりにつながったとする回答が得られる結果となっている。

高等学校においては、「通級による指導」の具体的指導がどのようなものであるかを把握する上で、校種の違いはあっても、小学校・中学校における通級指導教室の視察を位置付けることが、導入に当たっての有効な手がかりになるものと考えられる。

また、具体的に視察をふまえた成果として、自由記述からは下記の事項が挙げられた。



【図5】通級指導教室視察の成果

- ・通級による指導のねらいの確認
- ・対象児童生徒の判断、合意形成の流れの確認
- ・具体的な指導内容や使用教材の把握
- ・対象児童生徒の具体的な状況の確認
- ・児童生徒の変容につながる「通級による指導」による成果、意義

自由記述からは、「通級による指導」のねらいや、具体的な指導の在り方を確認することに加えて、「通級による指導」がどのような成果をもたらし、通常の学級での学びに、どのように結びついていくのかの実感にかかる内容も含まれていた。高等学校においては、初めてとなる取組であることをふまえた上で、「通級による指導」の成果をイメージする機会を設けることも、導入に当たって大きな要素となると考えられる。

(4) 校内研修会による校内理解の推進

「通級による指導」の導入に当たっては、校内体制で、特別支援教育にかかる理解を図っていく必要があるとの考え方から、総合教育センター研修指導主事による年間2回の校内研修会を実施した。1回目は、生徒理解とその支援に向けて、保護者連携が必要であるとの認識から、保護者連携をテーマにし、実施した。保護者連携については、通常の学級における合理的配慮や、「通級による指導」の実施にかかる合意形成にかかるっても、重要な内容であったと考える。

研修者からも、「学校と保護者が生徒の状況について、同じ目線で捉えていくことの必要性を確認する機会になった」といった声が聞かれた。

2回目の校内研修会は、生徒が抱える困難さの理解と、「通級による指導」の位置付けをテーマに実施した。特別支援教育の現状、生徒の困難さの理解とその支援、「通級による指導」の概要といった内容とし、「通級による指導」の概要に加えて、今年度の取組実践の経過について教員間での共有をした。

【資料3】校内理解のための校内研修会

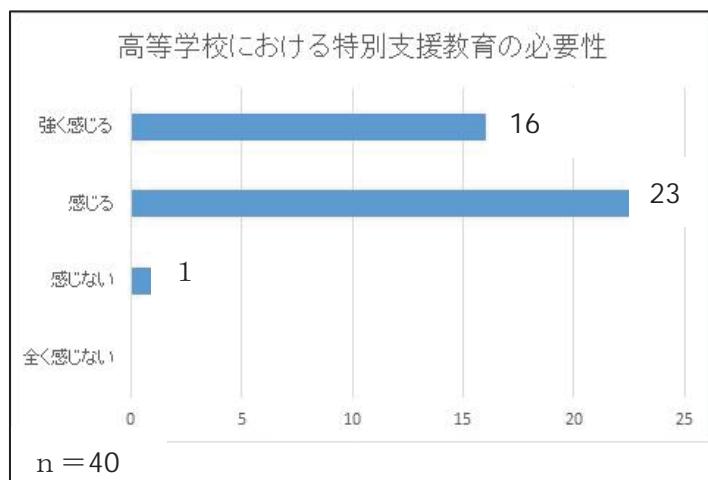


2回目の研修会を実施した上で、校内研修会の実施をふまえた特別支援教育の必要性及び、「通級による指導」の理解にかかわり、質問紙（選択肢及び自由記述）による調査を行った。

質問項目1 特別な支援を必要とする生徒への指導・支援の必要性を感じますか。

質問項目1での、高等学校における特別支援教育の必要性については、「強く感じる」、「感じる」といった必要性を示す割合が、98%程度となった。（【図6】）

日頃より感じている特別支援教育の視点からの指導・支援の必要性について、校内研修会をとおして、再認識がなされることにつながっている結果と捉えられる。



【図6】高等学校における特別支援教育の必要性

質問項目2 どのような場面や、状況にかかわって、必要性を感じますか。（自由記述）

質問項目2では、特別支援教育の必要性を、学校生活のどのような場面、状況で感じているのかを自由記述で回答することとし、回答内容を生徒に願う姿として分類し、まとめた。

回答内容の分類結果

◎生活場面

- ・人とのかかわり あらゆる場面に応じて、人との望ましいかかわり方ができること
- ・コミュニケーション 必要な意思表示ができること
- ・社会規範 社会生活の中で、守るべきルールや望ましいマナーを身に付けること
- ・情報収集・選択 必要な情報を自分で得たり、判断したりすること
- ・指示理解 指示内容から求められていることを理解し、自分の行動につなげること
- ・気持ちのコントロール 状況に応じた気持ちの整理が図れること
- ・自己肯定感 自分の存在や活動に自信をもつことができること

◎学習場面

- ・学習姿勢 話をきくことができること、学ぼうとすること
- ・学習習慣 学びが自分の力になることを実感しながら、継続していくこと
- ・学習意欲 分かる喜びから、学びへの意欲をもつこと
- ・学習理解 学んだことを、結果や成果として残すことができること
- ・学習と生活のつながり 学びが、自分の生活、将来に生かされるという思いをもつこと

これらの回答分類結果からは、高等学校段階では、将来的な社会とのつながりを意識し、人のかかわり方や、社会規範など生活面にかかわる力を育てていくこと、また、学習理解や、学習意欲など、学習面にかかわる力を育てていく視点から、特別支援教育の必要性が捉えられていると考える。通常の授業における支援、そして、「通級による指導」が果たすべき役割を示していることも捉えられる。

質問項目3 「通級による指導」のねらいや、内容について理解ができましたか。

質問項目3では、校内研修会を通して、「通級による指導」のねらいや内容にかかる理解について、回答を求めた。【図7】)

「理解できた」、「概ね理解できた」を含む研修会を通しての理解を示す割合が約93%となった。

この結果からは、「通級による指導」の実施にかかわって、その意義やねらいを確認していく上では、研修会の実施などを位置付け、理解推進を図ることが、体制面から有効であることを示していると考える。

一方で、高等学校では初めての実施となる「通級による指導」への理解については、さらに、複数回の研修会を通して、校内全体でのその意義を共有していくようにすることが重要であると考える。

質問項目4 「通級による指導」の実施に向けて、さらに必要と感じることは何ですか。

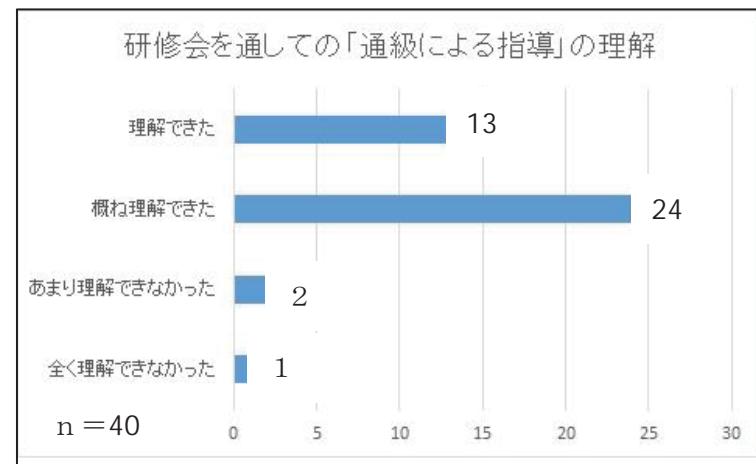
質問項目4では、「通級による指導」の実施に向けて、さらに必要であると考える内容について、選択肢による回答を求めた。(複数回答可【図8】)

選択された内容として、最も多かったのが、「担当者を支える教員間の体制」であり、約53%となった。

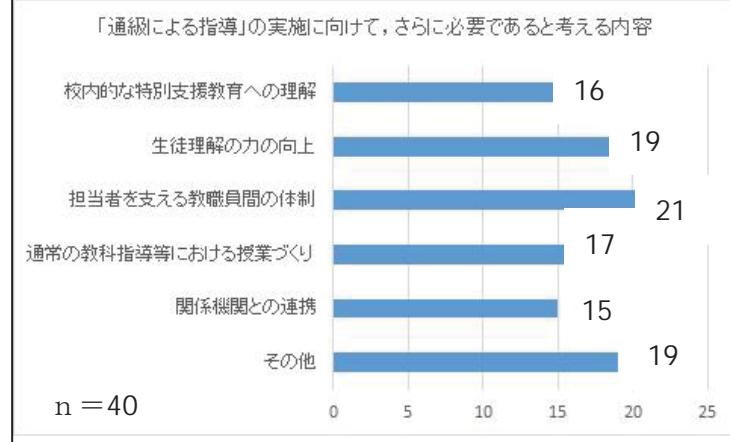
この割合からも示されるように、実施に当たっては、指導担当教員のみに負担が生じることがないよう、教員全体での支援体制が必要であると、教員間で認識をしていることが明らかになった。

次に、選択された内容として、多かったのは、「生徒の困難さを把握していくための生徒理解の力の向上」であり、約48%の割合を示した。「通級による指導」は、生徒の学習上又は生活上の困難を克服していく目的で実施されるものであることから、表面的に現れる行動や状況を、生徒の困難さという視点から、認知していくことが、指導対象となるかどうかの判断にかかわっても必要であると考えている状況が把握される。

また、「通常の教科指導等における授業づくりの充実」が必要であるとの回答も、約43%を示した。すでに行なっている通常の教科学習等においても、分かる授業づくりのための工夫を行うことが、「通級による指導」との連続性の点においても、必要であると考えている状況を反映しているものと捉えられる。



【図7】研修会を通しての「通級による指導」の理解



【図8】「通級による指導」の実施に向けて、さらに必要な内容

その他として、自由記述により、得られた回答として、以下の内容が挙げられた。

回答内容の分類結果

- ◎「通級による指導」のねらいの理解・周知
 - ・「通級による指導」に対する中学校（小学校、高等学校）における正しい理解
 - ・望ましい進路選択に向けた中学校（教員・生徒・保護者）への啓発
 - ・卒業後の進路先への「通級による指導」及び生徒に対する理解
- ◎「通級による指導」、支援対象生徒に対する生徒間の理解
 - ・支援が必要な生徒へのクラス内での理解促進
- ◎校内体制の強化
 - ・生徒指導との連携
 - ・保護者連携のための校内研修や、教員間連携
 - ・生徒理解、指導内容充実のための特別支援学校との連携体制
 - ・専門性をもつ職員の配置、人的な支援体制の充実（人員確保）
- ◎高等学校卒業後の社会参加を意識した内容の充実
 - ・社会で求められる力を育てる視点での授業、「通級による指導」の充実

自由記述の内容について分類をした結果、大きく四つの項目内容に分類されると捉えた。

一つは、「通級による指導」のねらいの理解・周知についてである。高等学校での実施に当たっては、高等学校の目的・目標をふまえながら、その上で、困難さを抱える生徒が、通常の学級での学びを行っていく上で、必要に応じて学習上又は生活上の困難を克服するために実施される指導であるというねらいを十分に押さえておく必要がある。そのためには、高等学校における「通級による指導」のねらいについて、中学校あるいは小学校が正しい理解、また、その理解に基づいた進路指導を進める必要があると捉えていることが把握される。

さらに、高等学校卒業後の進路先に対しても、「通級による指導」での学びの意義、そのことを通して、対象生徒が培ってきた力などを含めた理解を図っていく取組の必要性について触れている記述もあった。

二つ目として、「通級による指導」、支援対象生徒へのクラス内での理解についてである。「共に学ぶ」という視点から、支援対象の生徒の学びについて、生徒間での理解を図っていくことが必要であると捉えていることが把握される。

三つ目として、校内体制の強化についてである。初めて実施されることをふまえた場合、「通級による指導」の実施に当たっては、教員全体で生徒理解や保護者連携の在り方にかかわる研修を重ねることや、特別支援学校との連携などを含めて、校内体制をより強化していくような取組が必要であると捉えていることが把握された。

四つ目として、高等学校卒業後の社会参加を意識した内容の充実についてである。高等学校卒業後の進路には、大学や専門学校への進学や、就職などが考えられるが、ある意味、高等学校には、社会に巣立っていくまでの最終段階としての役割が求められている。「通級による指導」において取り上げられる指導内容についても、卒業後の自立、社会生活を見据えながら、生徒が抱える困難さの改善、克服につながる内容として、充実を図っていくことが必要であると捉えていることが把握された。

(5) 指導担当教員研修の実施

体制面の整備要件の一つとして、検討委員会では、指導担当教員の養成及び専門性向上が必要であると考えた。そこで、指導担当教員の専門性向上の視点から、総合教育センターの研修講座を活用することとした。

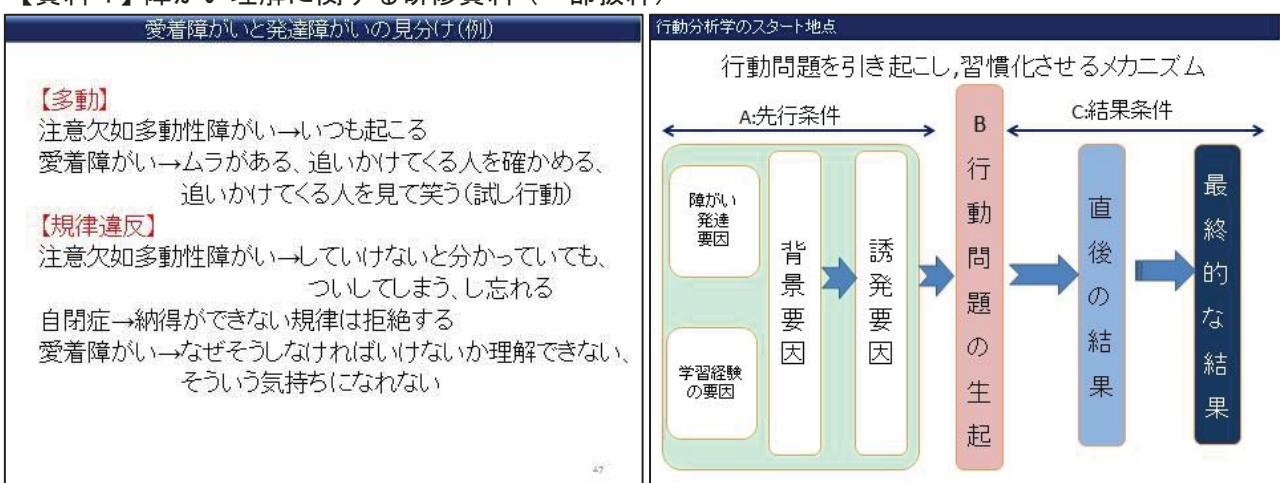
研修内容としては、通常実施の研修講座に加えて、現在、小学校教員を対象として実施している通級による指導担当教員養成講座（3ヶ月間）の中から、障がい理解、職業支援、支援機器・教材などを含め、特別支援教育の推進、「通級による指導」の実施に関連すると考えられる内容について、専門性向上のための視点として活用した。

下記【表11】は、専門性向上のために、研究協力校教員らが、受講した研修内容を示したものであり、【資料4】は、研修内容の一部を、研修資料として示したものである。

【表11】総合教育センターにおける研修講座の活用

研修内容・講義題等	講 師	具体的な内容
○障がい理解と支援にかかわる内容		
・講義「医療から見た発達障がい」	小児科医師	・発達障がいの基本的理解 ・困難さをふまえた支援の在り方
・講義「愛着形成の理解と対応」	総合教育センター 研修指導主事	・愛着障がいと発達障がい ・行動問題への対応
・講義・演習 「家族支援・きょうだい支援」	発達障がい者支援 センター相談担当者	・保護者の心情理解 ・保護者連携の在り方
・講義・演習 「ソーシャルスキル・トレーニング」	大学講師	・認知行動療法の考え方 ・行動に着目した子ども理解 ・セルフコントロールの獲得
○就労支援にかかわる内容		
・講義「職業支援の現状」	障害者職業センター主任 障害者職業カウンセラー	・就労を支えるサービスの利用 ・自己理解の進め方
○支援機器・教材の活用にかかわる内容		
・参観「特別支援教育教材支援機器 等地域展示会」	国立特別支援教育 総合研究所研究員	・具体的支援に活用できる情報機器 及び教材

【資料4】障がい理解に関する研修資料（一部抜粋）



【資料5】専門性向上のための研修講座活用の様子

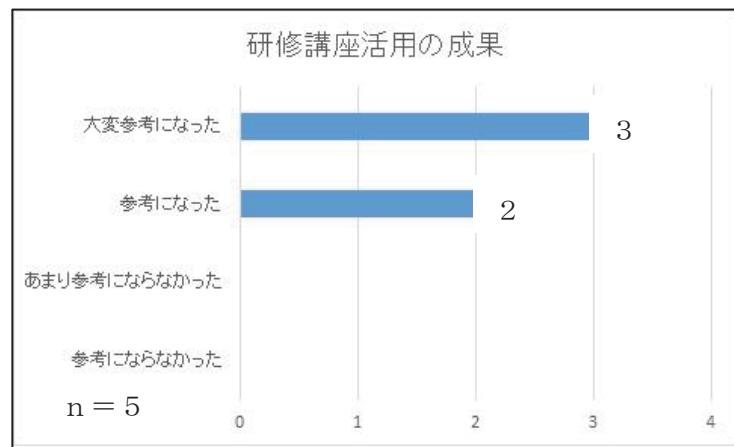


担当教員研修のための研修講座の活用をふまえた専門性の向上の成果に、下記内容の質問紙（選択肢及び自由記述）による調査を行った。

質問項目 「通級による指導」の実施に向けた専門性の向上の視点から、研修講座等の参加、活用は、参考になるものでしたか。

質問項目での、「通級による指導」の実施に向けた専門性の向上の視点からの研修講座活用の成果について、全ての回答者から、「大変参考になった」、「参考になった」といった肯定的回答が得られた。
（【図9】）

また、自由記述からは、研修講座活用の具体的成果、及び専門性向上の視点から、今後さらに受講を希望したい内容として以下の回答が得られた。



◎具体的成果

- ・発達障がいや、愛着障がいの特徴や基本的支援の在り方にかかる理解
- ・「通級による指導」を想定したソーシャルスキル・トレーニングにかかる理解
- ・認知行動療法にかかる理解
- ・職業支援の視点からの、学校生活における支援の在り方にかかる理解

◎今後さらに専門性向上の視点から受講を希望したい内容

- ・「通級による指導」の経験のない学校や、教員が位置付けを学ぶことができる概論的な内容
- ・「通級による指導」の具体的な指導内容や、指導展開例にかかる内容
- ・生徒の自己理解を深めること、ソーシャルスキルトレーニングにかかる内容
- ・発達障がいをふまえた行動問題に対する指導の在り方にかかる内容

これら自由記述の内容からは、専門性向上の視点として、生徒の学習や生活におけるつまずきや、困難さを把握していく視点としての生徒理解、障がい理解にかかる研修、また、生徒の困難さをふまえた上で、支援につなげていくための認知行動療法や、ソーシャルスキル・トレーニングにかかる研修が成果として挙げられており、指導者研修として活用したことが有効であったことが把握される。

また、今後さらに受講を希望したい内容については、概論として、「通級による指導」のねらいや在り方にかかる研修、具体的な指導内容、指導展開例にかかる研修などが挙げられた。

この調査結果から、体制面の要件として、指導者が専門性を向上させていくための研修として、校外における研修の機会を確保するとともに、その研修内容としては、生徒理解や、障がい理解にかかる内容に加えて、「通級による指導」のねらいや、具体的指導の在り方について学ぶことのできる内容が必要であると考える。

4 実践のまとめ

高等学校における「通級による指導」の導入に関する要件を明らかにしていくために、研究協力校では、校内組織として、検討委員会を組織し、必要な要件についての検討、検討に基づく要件の整備を進めてきた。これまでの取組実践の過程及び教職員アンケートから得られた内容を基に、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服するための指導を行う特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内教育支援の体制面と運用面から、下記のようにまとめる。

(1) 体制面としての要件

ア 「通級による指導」は、高等学校において初めて実施されるものであることをふまえ、校内における具体的な検討事項を協議する組織として、検討委員会の位置付けが必要であること。

また、組織構成においては、校長を中心としながら、教育課程編成にかかる教務担当をはじめ、教育相談担当、学年主任（年次長）、教科主任等を含めた体制として、学校ニーズをふまえた検討を進めていくことが重要であること。

イ 「通級による指導」のねらいや、指導内容についての理解などについて、校内研修会を位置付け、繰り返し実施していくことにより、校内全体で共通の捉えの基に、取組を推進していくことが重要であること。

ウ 指導担当者の特別支援教育、自立活動に相当する指導にかかる専門性の向上を図っていく上で、校内外における研修機会を確保していくことが必要であること。

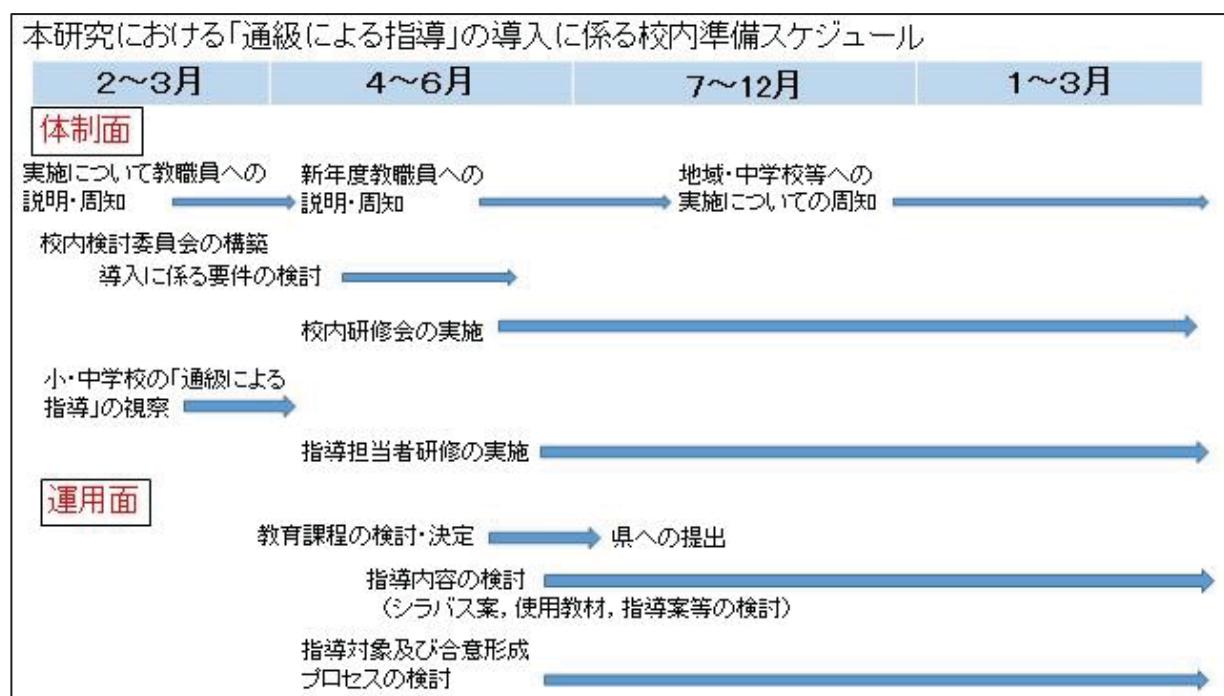
(2) 運用面としての要件

ア 「通級による指導」として実施される特別の教育課程は、学校全体の教育課程との連続性の下に編成していく必要があること。また、その内容については、高等学校の目的・目標をふまえながら、そのために困難さを抱える生徒に育てていきたい力の視点から、具体的に構成していく必要があること。また、その評価については、個別の指導計画に基づく目標に対する達成状況として捉えていく必要があること。

イ 特別な教育課程として実施される自立活動に相当する指導内容については、対象生徒の学習上又は生活上の困難さを克服する指導であることをふまえつつ、教育課程への位置付けと合わせて、指導内容の基本計画を作成しておく必要があると考えられること。

ウ 指導の対象となる生徒については、学習状況の観察や、個別面談等をふまえ、総合的に「通級による指導」としての必要性を判断していくとともに、本人・保護者との合意形成を図っていく必要があること。

なお、研究協力校におけるこれらの体制面及び運用面の要件の検討、整備等に関わる実践経過を基に、「通級による指導」の導入準備スケジュールを、下記【図 10】に示す。



【図 10】本研究における「通級による指導」の導入に係る校内準備スケジュール

5 高等学校における「通級による指導」実施のための手引の作成

(1) 作成のねらい

研究の成果をふまえ、高等学校における特別支援教育の充実に寄与する目的で、研究協力校による実践を通して得られた体制面や、運用面における要件、実施にかかる留意点等をふまえ、高等学校における「通級による指導」実施のための手引として、まとめた。

(2) 内容と構成

高等学校における「通級による指導」実施のための手引は、全2章として構成した。

【表 12】は、手引の構成内容をまとめたものである。

【表 12】高等学校における「通級による指導」実施のための手引の構成

I 高等学校における「通級による指導」の実施に向けた体制整備	
1 高等学校における特別支援教育推進の意義	高校における連続性のある「学びの場」の必要性
2 「通級による指導」を推進する校内体制	「通級による指導」の校内理解と体制構築
3 「通級による指導」実施のための年間スケジュール	導入予定1年前～の年間推進スケジュール
4 「通級による指導」実施のための担当教員研修	特別支援教育、「自立活動」の専門性
II 高等学校における「通級による指導」の運用	
1 教育課程の編成	
(1) 指導対象の検討	対象とする障がい種の明確化
(2) 実施形態	自校通級、他校通級、巡回等
(3) 教育課程上の位置付け	カリキュラム(代替、増算)の例、学習評価
(4) 指導内容	自立活動の区分・項目に基づく指導内容の考え方
2 実態把握と「通級による指導」実施に関する合意形成	実施に向けた合意形成までの流れ
(1) 「通級による指導」対象者の確認	指導対象者の考え方
(2) 「通級による指導」の指導対象の判断	アセスメント、スクリーニングの流れ
(3) 本人・保護者との合意形成	合意形成の手順
3 「通級による指導」の実際と評価	個別の指導計画の作成、年間指導計画、評価
4 中学校との連携	「通級による指導」の実施に係る中学校への説明
5 進路先との連携	特別な教育課程についての進路先への説明

VIII 研究のまとめ

1 全体考察

本研究は、高等学校における「通級による指導」の導入に当たり、障がいによる学習上又は生活上の困難を改善・克服していくための指導を行う特別の教育課程を編成・実施するための要件を、校内教育支援の体制面と運用面の二つの側面から探り、実践を通して明らかにしていくことにより、高等学校における特別支援教育の充実につなげていこうとするものであった。

研究の基本構想に基づき、研究協力校では、「通級による指導」検討委員会を中心とし、一年に満たない短期間ながら、「通級による指導」の実施に向けて、どのような要件が必要であるかを検討し、具体的な整備を進めてきた。

その結果、高等学校での導入、実施にかかわっての校内体制面、教育課程に位置付けた指導としての運用面の要件を明らかにしていくことができた。

2 研究の成果

(1) 高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究の基本構想

「通級による指導」の導入に当たって、文部科学省が示す制度設計の在り方に基づきながら、具体的な要件について、学校全体として教育支援を進めていくための体制面の視点、教育課程への位置付けなどを含む運用面の視点の二つの視点から検討していく方向性を基本構想としてまとめることができた。

(2) 高等学校における「通級による指導」の導入に関する要件の検討・整備の取組実践

「通級による指導」の導入に当たり、校内全体での推進の核となる組織として検討委員会を組織し、検討委員会における複数回の協議の中で、「通級による指導」を通して、学校ニーズ、育てたい生徒の姿を想定しながら、そのために具体的に整備を図っていくべき事項を明らかにしていくことにより、必要な要件の整備を進めていくことができた。

(3) 取組実践の分析と考察

「通級による指導」は、高等学校において初めて実施されることをふまえ、その導入に当たっては、体制面として、校内全体への理解を図っていく取組や、担当者の専門性向上に向けた研修の取組等が必要であることが明らかになった。また、運用面として、学校の全体の教育課程との連続性を意識した特別の教育課程の編成の必要について、共有することができた。

(4) 高等学校における「通級による指導」の導入に関する研究のまとめ

高等学校における「通級による指導」の導入に当たって、必要な要件を研究協力校の取組を通して、明らかにしていくことができた。また、研究実践を通して、得られた知見をもとに、『高等学校における「通級による指導」実施のための手引』を作成することができた。

3 今後の課題

本研究では、研究協力校の協力の下、一年に満たない短期間で「通級による指導」の導入に向けた取組推進を行ってきた。しかしながら、体制面や運用面の要件については、今後の実施を通して、さらに多くのことが明らかになってくることと考えられる。P D C Aサイクルとして、実施をふまえた改善を図っていきながら、高等学校における「通級による指導」の充実、延いては、インクルーシブ教育の充実につなげていくことが必要であると考える。

〈おわりに〉

この研究を進めるに当たり、ご協力いただきました研究協力校の先生方に心からお礼申し上げます。

IX 引用文献及び参考文献、参考 web ページ

【引用文献】

文部科学省 (2007), 『特別支援教育の推進について』

文部科学省 (2012), 『共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進』

文部科学省 特別支援教育の推進に関する調査研究協力者会議高等学校ワーキング・グループ(2009), 『高等学校における特別支援教育の推進について』 pp. 11

文部科学省 高等学校における特別支援学校の推進に関する調査研究協力者会議 (2016), 『高等学校における通級による指導の制度化及び充実について』 pp. 21

【参考文献】

文部科学省 (2017), 『高等学校における通級による指導の実施準備について』

文部科学省 (2017), 『高等学校における「通級による指導」実践事例集～高等学校における個々の能力・才能を伸ばす特別支援教育事業～』

文部科学省編著(2012), 『改訂第2版通級による指導の手引き 解説とQ&A』, 佐伯印刷(株)

岩手県教育委員会 (2006), 『通級指導教室経営の手引』, 平成18年度特別支援教育指導資料No.31

佐藤紘昭 (2010), 「高等学校における特別支援教育の現状と課題～発達障害のある生徒の理解と高等学校での取組」, 『弘前大学教育学部附属教育実践総合センター』研究員紀要第8号

笹森洋樹 (2016), 「インクルーシブ教育システムにおける通級に期待される役割」, 『特別支援教育研究』No.712, 東洋館出版

柘植雅義(2016), 「通級による指導の『これまで』と『これから』」, 『特別支援教育研究』No.712, 東洋館出版

渡邊佳奈子(2016), 「高等学校における通級モデル事業による取組」, 『特別支援教育研究』No.712, 東洋館出版

田中裕一 (2017), 「高等学校における通級による指導の制度化」, 『特別支援教育の実践情報』No.176, 明治図書

笹森洋樹 (2017), 「高等学校における通級による指導の展望」, 『特別支援教育研究』No.721, 東洋館出版

若林上総(2017), 「高校の通級指導教室における『自立活動』の位置付け」, 『特別支援教育の実践情報』No.181, 明治図書

田井祐子(2017), 「高等学校における通級による指導の導入に向けた国の動向」, 『特別支援教育』No.66, 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 東洋館出版

庄司美千代(2017), 「高等学校における通級による指導の導入に向けた取組①」, 『特別支援教育』No.67, 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課, 東洋館出版

【参考 Web ページ】

文部科学省 高等学校教育の現状

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo3/siryo/attach/1325908.htm (平成29年4月29日閲覧)

